

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年4月

JBS Newsletter  
2020年6月2日

## Contents

### 税務法規

- ▶ 『研究開発機構の国産設備購入に係る増値税還付管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2020]6号) (“6号公告”)
- ▶ 「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告の取扱いガイドライン」
- ▶ 「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告に関するFAQ」ほか

### 商務法規

- ▶ 「外貨管理の最適化、対外業務の発展支援に関する通知」(匯発[2020]8号) (“8号通達”)
- ▶ 「国家外貨管理局広東省分局、国家外貨管理局深圳市分局: 外貨管理による広東・香港・マカオ大湾区及び深圳先行モデル地域の発展の支持に関する通知」(粵匯発[2020]15号) (“15号通達”)ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年04月の発行状況は以下の通りです。

- |                |           |
|----------------|-----------|
| ▶ 2020年 04月07日 | 第2020013号 |
| ▶ 2020年 04月13日 | 第2020014号 |
| ▶ 2020年 04月21日 | 第2020015号 |
| ▶ 2020年 04月27日 | 第2020016号 |

Japan Business Servicesグループで、2020年04月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「『研究開発機構の国産設備購入に係る増値税還付管理弁法』の公布に関する公告」(国家税務総局公告[2020]6号) (“6号公告”)

### 概要

財政部、商務部及び国家税務総局は2019年11月11日付で、「研究開発機構の設備購入に係る増値税政策の継続実施に関する公告」(財政部、商務部、国家税務総局公告[2019]91号) (“91号公告”)を公布し、2019年1月1日から2020年12月31日までの期間において、引き続き研究開発機構の国産設備購入に係る増値税の全額還付を適用することを明らかにした。(91号公告については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年12月号を参照。)

91号公告の公布を受け、国家税務総局は2020年3月11日付の6号公告により、関連の政策について規定した「研究開発機構の国産設備購入に係る増値税還付管理弁法」を公布した。

6号公告によれば、増値税還付を適用する研究開発機構と国産設備の具体的な範囲については、91号公告の関連規定に従うことになる。

**届出手続き:** 国産設備購入に係る増値税還付を適用する研究開発機構は、初めて当該還付の申告をする際、6号公告に定められた書類を提出し、届出手続きを行わなければならない。

6号公告の公布前にすでに届出手続きを行った研究開発機構は、再度届出手続きを行う必要はない。6号公告では、増値税還付の届出の変更及び撤回についても詳しく規定している。

**申告手続き:** 国産設備購入に係る増値税還付政策を適用する研究開発機構は、自家用貨物購入に係る税金還付申告表、国産設備の購入契約書及び増値税専用発票または増値税普通発票(巻票を含まない)を提出し、増値税還付の申告をしなければならない。

研究開発機構が国産設備の購入により取得した増値税専用発票をすでに仕入税額控除に用いた場合、増値税還付の申告をしてはならない。その逆も同じである。

**申告期限:** 研究開発機構の国産設備購入に係る増値税還付の申告期限は、購入日の翌月から翌年の4月30日までの各増値税納税申告期とする。COVID-19の影響を考慮し、2019年度の申告期限は2020年8月31日までの各増値税納税申告期に延長された。

**還付の審査:**

申請者		税務機関の対応
研究開発機構は増値税一般納税者に属する	増値税専用発票により税金還付を申告する	規定に合致するか否かを審査し、かつ規定に従い税金還付を行う
	増値税普通発票により税金還付を申告する	発票の真実性、発票に記載されている設備がすでに申告・納税したものであることを確認した上で、税金還付を行う
研究開発機構は小規模納税者であり、増値税普通発票により税金還付を申告する		

**還付された税金の追納:** 増値税還付を受けた国産設備について、増値税発票の発行日から3年以内に設備の所有権の譲渡または他の用途への転用が生じた場合、研究開発機構は規定に従い所轄税務機関に還付された税金を追納しなければならない。追納すべき税額の計算式は次の通りである。

追納すべき税額 = 増値税発票に明記された税額 × (増値税発票に明記された金額 - 減価償却累計額) ÷ 設備の取得原価

91号公告と同じく、6号公告の適用期間は2019年1月1日から2020年12月31日までとされ、増値税発票の発行日が基準となる。

6号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5146680/content.html>

91号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/25/content\\_5455455.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2019-11/25/content_5455455.htm)

- ▶ 「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告の取扱いガイドライン」
- ▶ 「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告に関するFAQ」
- ▶ 「個人所得税総合所得年度確定申告に関するQ&A」

## 概要

国家税務総局は2020年3月31日付で、2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告に関して、「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告の取扱いガイドライン」(“ガイドライン”)を公布した。同時に、よくある質問を取り上げた、「2019年度の個人所得税の総合所得に係る年度確定申告に関するFAQ」(“FAQ”)及び「個人所得税の総合所得に係る年度確定申告に関するQ&A」(“Q&A”)も公布した。

「ガイドライン」における主な内容は次の通りである。

### 2019年度の個人所得税の還付・追納税額の計算式：

2019年度の還付または追納すべき税額＝[(総合所得収入額-60,000元-“三险一金”等の特別控除-子女教育費等の特別追加控除-法に基づくその他の控除-公益慈善事業寄付金)×適用税率-速算控除額]-2019年の予納税額

**年度確定申告の免除対象：** 非居住者個人及び以下のいずれかの状況に該当する居住者個人は、年度確定申告を行わなくてよい(自ら判断する)。

- ▶ 2019年度に取得した総合所得の年間収入の合計が12万円を超えない場合
- ▶ 2019年度の追納すべき税額が400円を超えない場合
- ▶ 2019年度の予納済み税額と年度の納税すべき税額が一致する場合
- ▶ 税金の還付を申請しない場合

### 申告期間：

- ▶ 2019年度の個人所得税の確定申告期間は2020年3月1日から6月30日までとする。

- ▶ 2019年度の総合所得の年間収入額が6万元に満たず、かつ個人所得税が源泉徴収されていた納税者は、2020年3月1日から5月31日までの期間に簡易申告表により確定申告を行い、税金還付を受けることができる。(税金還付を希望する納税者に適用される。)
- ▶ 中国国内に住所のない居住納税者が2020年6月30日までに出国する場合、出国する前に個人所得税の年度確定申告を行うことができる。

### 所轄税務機関：

- ▶ 納税者の勤務先の所在地の所轄税務機関で申告を行う(2カ所以上の勤務先がある場合、いずれかを選択することができる)。
- ▶ 勤務先がない場合、納税者の戸籍所在地あるいは経常的な居住地の所轄税務機関で申告を行う。
- ▶ 源泉徴収義務者が納税者のために年度確定申告を行う場合、源泉徴収義務者の所轄税務機関で申告を行う。

**書類の準備及び保存：** 確定申告を行う前に、収入、三险一金、特別付加控除項目、その他の控除、寄付金、適用を受けた租税優遇、納付済み税額等の関連資料を準備する。これらの資料は、調査に備えて、確定申告後5年間保存する必要がある。

**申告方法：** 携帯電話の個人所得税APP、自然人電子税務局、郵送または納税サービスカウンターで手続きを行う。

「FAQ」及び「Q&A」においては、申告書の記入方法、収入の種類、特別付加控除項目、金額計算等の納税者が留意すべき問題及びその回答を列挙している。

「ガイドライン」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax//n810341/n810755/c5147686/5147686/files/45e9f5a46746441c8768fa58bcf58159.pdf>

「FAQ」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax//n810356/n3010387/c5147689/5147689/files/757ec3e818de4b7b8bcd516e54b07db4.pdf>

「Q&A」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax//n810356/n3010387/c5147687/5147687/files/936a47c7c6ee4048947fc8db145cd86b.pdf>

- ▶ 「加工貿易企業の国内販売に係る繰延税金利息の一時的免除に関する通知」(財関税[2020]13号) (“13号通達”)
- ▶ 「国内販売に係る関税の選択性徴収政策の試験拡大に関する公告」(財政部、税関総署、国家税務総局公告[2020]20号) (“20号公告”)

## 概要

2020年4月7日に開催された国務院常務会議 (“常務会議”)において、加工貿易企業を支援する複数の措置が提起されたことを受け、財政部は2020年4月10日付で13号通達を公布し、加工貿易企業向けの優遇政策について明らかにした。

13号通達によると、2020年4月15日から2020年12月31日まで、加工貿易企業の国内販売に係る繰延税金利息の徴収が一時的に免除される。

そのほか、財政部、国家税務総局及び税関総署は2020年4月14日付で20号公告を公布し、2020年4月15日より、「国内販売に係る関税の選択性徴収政策の試験拡大に関する通知」(財関税[2016]40号) (“40号通達”)に規定された国内販売に係る関税の選択性徴収政策<sup>1</sup>の試験をすべての総合保税区に拡大することを明らかにした。

1 国内販売に係る関税の選択性徴収政策とは、税関特殊管理区域内の企業が生産、加工を行い、国内販売する貨物に対して、企業の申請により、当該貨物に対応する輸入原材料または実際の検査状態に基づき、関税、輸入増値税、消費税を徴収するものである。輸入原材料に基づくことを選択する場合、関税の繰延税金利息も併せて徴収される。

13号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/15/content\\_5502569.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/15/content_5502569.htm)

20号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/15/content\\_5502567.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/15/content_5502567.htm)

40号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2234556/content.html>

## 商務法規

- ▶ 「外貨管理の最適化、対外業務の発展支援に関する通知」(匯発[2020]8号) (“8号通達”)

### 概要

ビジネス環境をさらに改善し、クロスボーダー貿易・投資の利便化レベルを向上させるため、国家外貨管理局は2020年4月10日付で外貨業務管理の最適化を目的とする8号通達を公布した。

8号通達の主な内容は次の通りである。

**外貨業務管理の最適化:** 8号通達に基づき、資本項目の収入による支払の利便化改革が全国で展開される。資金使用の真実性とコンプライアンスを保証し、かつ資本項目の収入の使用に関する現行の管理規定に合致することを前提として、条件を満たす企業は事前にその都度、真実性に関する証明資料を銀行に提供することなく、資本金、外債及び海外上場等の資本項目の収入を国内での支払に用いることができる。銀行は関連する業務リスクの管理を行い、かつ関連の要求に従って、資本項目の収入による支払の利便化業務に対する事後的な抜取検査を行わなければならない。所在地の外貨管理局は監視・分析と事中・事後管理を強化しなければならない。

**特別外貨払戻し業務に係る登記手続きの撤廃:** 8号通達によれば、貨物貿易外貨の受取・支払企業リストにおいてA類に分類される企業が、1件当たり5万米ドル相当額以下の外貨の払戻しをする日と当初の受取・支払日との間隔が180日を超えるか、または特別な事情により、元のルートでの外貨の払戻しができない場合、事前に外貨管理局で登記手続きを行うことなく、直接金融機関で手続きを行うことができるようになる。金融機関は登記手続きが不要となる外貨の払戻し業務を取り扱う際、対外収支申告の取引追記欄に“特別外貨払戻し”と注記しなければならない。

**一部の資本項目業務の登記管理の簡素化:** 条件を満たす“内保外貸”<sup>1</sup>及び海外貸付の抹消登記は銀行で手続きを行うこととする。非金融企業の“内保外貸”の責任がすでに解除され、かつ“内保外貸”の契約履行が発生していない場合、所属する分局(外貨管理部)の管轄内の銀行において、“内保外貸”の抹消登記を直接行うことができる。

**輸出業務に係る国内外貨借入の外貨購入による返済の緩和:** 国内外貨借入が規定に従って経常項目の外貨決済口座に入れられ、人民元に転換される場合、企業は原則として保有する外貨もしくは貨物貿易の輸出で得た外貨資金をもって返済しなければならない。しかし、企業が期日通りに輸出代金を回収できず、国内外貨借入の返済に充てるためのその他の外貨資金も保有していない場合、貸付銀行は企業の外貨購入による返済手続きを取扱うことができる。その場合は、毎月規定の期限までに所在地の外貨管理局に関連の状況を報告する。

そのほか、8号通達では、越境ECの外貨決済の最適化、外貨業務における電子証票の使用の利便化等の事項についても規定している。

8号通達は、公布日より施行される(「資本項目業務の登記管理の簡素化」に係る事項は、資本項目情報システムのアップグレードのため、2020年6月1日より施行される)。これまでの規定と8号通達が一致しない場合、8号通達を基準とする。

1 “国保内外貨”とは、保証人の登録地が国内にあり、かつ債務者と債権者が国外の登録地が国外にあるクロスボーダーの保証をいう。

8号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0414/15970.html>

▶ 「国家外貨管理局広東省分局、国家外貨管理局深圳市分局:外貨管理による広東・香港・マカオ大湾区及び深圳先行モデル地域の発展の支持に関する通知」(粵匯発[2020]15号) (“15号通達”)

## 概要

「広東・香港・マカオ大湾区発展計画綱要」(“「計画綱要””)及び「深圳における中国の特色ある社会主義先行モデル地域の建設を支持することに関する意見」(“「意見””)を着実に実施するために、国家外貨管理局広東省分局及び国家外貨管理局深圳市分局は2020年3月30日付で15号通達を公布した。国家外貨管理局が公布した「クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通知」(匯発[2019]28号通達) (“28号通達”)に基づき、15号通達では、広東・香港・マカオ大湾区 (“グレーターベイエリア”)において複数の試験業務を展開することを明らかにしている。(「意見」及び28号通達については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年8月号、同11月号を参照。)

15号公告の主な内容は次の通りである。

**外債登記管理改革:** グレーターベイエリア内の中国本土の都市 (“グレーターベイエリア内”)にある条件を満たす非金融企業は、外債について1件ずつ登記を行う必要がなくなり、代わりに純資産の2倍を超えない金額に基づき、所在地の外貨管理局で外債契約登記を行う。非金融企業は登記した限度額の範囲内で自主的に外債を借り入れ、かつ銀行で直接外債口座の開設、外貨資金の送金、外貨両替の手続きを行うことができる。

**外債の管理モデルの変更:** 「全口径クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」(銀発[2017]9号) (“9号通達”)によれば、外商投資企業及び外資金融機関は、“クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理モデル”<sup>1</sup>または“投注差”管理モデル<sup>2</sup>のいずれかを選択することができるが、一旦選択したら、変更することはできない。

15号通達によれば、グレーターベイエリア内の非金融企業は、“投注差”管理モデルからクロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理モデルに変更し、外債を借り入れることができる。ただし、一旦変更した後、さらに変更することはできない。

**クロスボーダー融資の返済通貨と契約通貨の不一致:** グレーターベイエリア内の非金融企業の引出通貨及び返済通貨と契約通貨が一致しないことを認める。ただし、引出通貨と返済通貨は一致しなければならない。

**国内の信用資産の対外譲渡:** 国内の信用資産の対外譲渡の試験を実施し、グレーターベイエリア内の試験機関が銀行の不良貸付及び銀行貿易融資を対外譲渡することを認める。

国内の信用資産及び銀行の不良貸付を対外譲渡する場合、外貨管理局でその都度登記または届出をしなければならない。

**資本項目の外貨収入による支払の利便化:** グレーターベイエリア内の条件を満たす企業が資本金、外債及び海外上場等の資本項目の収入を国内の支払に用いる際、事前に銀行へ真実性を裏付ける資料をその都度提供する必要はない。

**登記手続の簡素化:** グレーターベイエリア内の企業は、所属する分局の管轄内の銀行で国内の直接投資に係る基本情報の登記、変更及び抹消の手続きを直接行うことができる。

**国際人材による科学技術型企業の設立の支援:** 15号通達によれば、認定を受けて中国の永住権を取得した国際的人材が、国内での合法的な収入をもってグレーターベイエリア内に科学技術型企業を設立することを支援する。(外国人の中国永住権に関する管理条例はまだ正式に公布されていない)。

そのほか、15号通達により、グレーターベイエリア内における資本項目の国内資金の支払手続が簡素化され、支払指令書と国内送金申請書が統合される。

1 クロスボーダー融資のマクロブルーデンス管理モデルの下では、企業が借り入れる外債はクロスボーダー融資リスク加重残高の上限額(クロスボーダー融資リスク加重残高の上限額=資本または純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロブルーデンス調節パラメーター)を超えてはならない。

2 「外債管理暫定弁法」によると、外商投資企業が借り入れる中長期外債の累計発生額と短期外債の残高の合計額は、審査・認可部門が承認したプロジェクトの投資総額と登録資本金の差額内であればならない。

15号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/guangdong/2020/0417/1706.html>

「計画綱要」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2019-02/18/content\\_5366593.htm#1](http://www.gov.cn/zhengce/2019-02/18/content_5366593.htm#1)

「意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/2019-08/18/content\\_5422183.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2019-08/18/content_5422183.htm)

28号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/1025/14469.html>

9号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/127924/128038/128109/3241310/index.html>

「外債管理暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2003/0108/5614.html>

#### ▶ 「上海市における外資安定化のための24の新しい措置に関する通知」

#### 概要

国務院が決定した外資安定化に関する政策の実施を徹底するために、上海市人民政府は「本市における『国務院:さらなる外資利用に関する意見』の徹底のための若干の措置」を公布し、中国の開放拡大政策の着実な実施、外商投資の促進の強化、投資利便化レベルの向上、外商投資保護の強化という4つの面に関わる24の措置(“24条措置”)を提起した。

#### 中国の開放拡大政策の着実な実施

- ▶ 新しく開放された分野への外商投資を支援し、最新版の全国及び自由貿易試験区の外商投資ネガティブリストを適用し、金融業や新エネルギー自動車業等の分野の開放を加速させる。
- ▶ 上海自由貿易試験区及び臨港エリアにおける電信、科学研究・技術サービス、教育、衛生等の重点分野の開放度を高める。

#### 外商投資の促進の強化

- ▶ “ワンストップ外商投資促進サービス体制”を整備する。
- ▶ “上海への投資”をテーマとした国内外での投資促進活動を支援、奨励する。
- ▶ 投資誘致のインセンティブメカニズムを確立し、プロジェクトの経済社会への総合的な貢献度に基づき奨励を与える。
- ▶ 多国籍企業の地域本部、研究開発センター等の外資プロジェクトへの人材導入を支援する。
- ▶ 各地域の組織グループが海外で投資誘致活動を行うことを支援する。

#### 投資利便化レベルの向上

- ▶ クロスボーダーの資本投資の利便化を支持し、銀行側の外商直接投資に係る業務及び承認手続きを簡素化する。
- ▶ 外国人の入国許可手続きを最適化する。
- ▶ プロジェクトの計画用地の承認を最適化し、“多規合一”の改革を推進する。

#### 外商投資の保護の強化

- ▶ 「外商投資法」を全面的に実施し、公平なビジネス環境を作り出す。(「外商投資法」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年3月号を参照。)
- ▶ 外商投資企業の苦情処理及び合法的權益保護のメカニズムを整備する。
- ▶ 外商投資企業の知的財産権に関わる法的保護を最適化し、知的財産権の法的救済の適時性と利便性を向上させ、賠償を強化し、賠償額を引き上げる。
- ▶ 外資政策の透明度を高める。各区、各関連部門が外商投資に関わる管理規定を制定する際、事前に外商投資企業、関連の経済団体に意見を求める。

- ▶ 基準の策定への関与を支持する。本市の外商投資企業の国家基準、業界基準の策定への関与に関わる情報を適時に提供する。
- ▶ 外商投資企業の政府調達への公平な関与を促進する。

「24条措置」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-04/24/5505694/files/bb7f6ec562e84334bcb9a98353698708.pdf>

「外商投資法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/201908/t20190829\\_306349.html](http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fqs/201908/t20190829_306349.html)

- ▶ 「**ハイテク企業の認定管理及びサービス利便化の推進に関する通知**」(国科火字[2020]82号) (“82号通知”)

#### 概要

ハイテク企業の高品質な発展を推進するために、全国ハイテク企業認定管理リーダーチーム弁公室は2020年4月15日付で、ハイテク企業の認定管理及びサービスの利便化の推進に関する事項について明らかにした82号通知を公布した。

82号通知には、ハイテク企業認定管理サービスの最適化、認定管理における情報化レベルの向上、ハイテク企業証書の電子化の推進、特許権証書の電子化政策の着実な実施、ハイテク企業に関わる書類管理の改善、ハイテク企業の育成サービスの強化、ハイテク企業に対する監督管理の強化、ハイテク企業に関わる政策の追跡及びモニタリング、研修サービス及び支持政策の強化、及びCOVID-19の防疫及び操業再開の推進に関する内容が含まれる。

82号通知の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.ctp.gov.cn/gxjsqyrdw/gqxw/202004/285d3df83325446ea71c3f82b1964a4f.shtml>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけると幸いです。

### ▶ 北京

**堀尾 成宏**  
監査  
+86 10 5815 4050  
naruhiro.horio@cn.ey.com

**鍋島 正知**  
監査  
+86 10 5815 4253  
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com

**上村 希世子**  
税務・移転価格  
+86 10 5815 2289  
kiyoko.kamimura@cn.ey.com

### ▶ 大連

**秋山 大輔**  
監査  
+86 411 8252 8999  
daisuke.akiyama@cn.ey.com

### ▶ 上海

**高橋 臣一**  
監査  
+86 21 2228 2740  
shinichi.takahashi@cn.ey.com

**八幡 正博**  
監査  
+86 21 2228 4652  
masahiro.yawata1@cn.ey.com

**佐藤 勝俊**  
監査  
+86 21 2228 9579  
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com

**星野 友子**  
監査  
+86 21 2228 5958  
tomoko.hoshino@cn.ey.com

**山村 亮**  
監査  
+86 21 2228 3239  
ryo.yamamura1@cn.ey.com

### 江 海峰

金融  
+86 21 2228 2963  
alex.jiang@cn.ey.com

### 石川 翔太

金融  
+86 21 2228 4006  
shota.ishikawa@cn.ey.com

### 三宅 亜紀子

Forensics  
+86 21 2228 5688  
akiko.a.miyake@cn.ey.com

### 坂出 加奈

税務・移転価格  
+86 21 2228 2289  
kana.sakaide@cn.ey.com

### 小島 圭介

税務  
+86 21 2228 2854  
keisuke.kojima@cn.ey.com

### 万 家駿

法務  
+86 21 2228 8374  
jiajun.wan@chenandco.com

### 久保田 順一

TAS  
+86 21 2228 4749  
junichi.kubota@cn.ey.com

### ▶ 広州

#### 長内 幸浩

監査  
+86 20 2881 2675  
yukihiro.osanai@cn.ey.com

#### 梁 晔

監査  
+86 20 2838 1043  
ye.liang@cn.ey.com

### ▶ 深圳

**小島 慎一**  
監査  
+86 755 2502 5463  
shinichi.kojima1@cn.ey.com

### ▶ 香港

**重富 由香**  
監査  
+852 2629 3907  
yuka.shigetomi@hk.ey.com

#### 柿本 啓太

監査  
+852 2846 9005  
keita.kakimoto2@hk.ey.com

#### 塚原 俊郎

監査  
+852 3471 2751  
toshio.tsukahara@hk.ey.com

#### 吉田 薫

監査  
+852 2629 3909  
kaori.yoshida@hk.ey.com

#### 徳山 勇樹

監査  
+852 37585988  
yuki.tokuyama@hk.ey.com



▶ 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬 (Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マーケティング本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03010471

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

